



様式第24号(第13条関係)
許可番号 第 48 号
鹿沼市指令 2025 環第 10 号

一般廃棄物処理業許可証

住 所 鹿沼市朝日町1952番地2

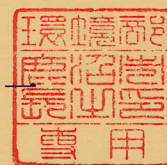
氏 名 有限会社 阿久津商店

代表取締役 阿久津 大輔

令和 7 年 4 月 8 日 付けで申請のあった一般廃棄物収集運搬業
については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、
次のとおり許可します。

令和 7 年 5 月 26 日

鹿沼市長 松 井 正



許可の期間	令和 7 年 6 月 1 日 から 令和 9 年 5 月 31 日 まで
取扱い 廃棄物 の種類	事業系一般廃棄物 ・ 燃やすごみ ・ 資源物(ビン・缶類、紙類、ペットボトル) ・ 燃やさないごみ ・ 粗大ごみ 家庭系一般廃棄物 ・ 一時多量ごみ(空き家片付けや引っ越しに伴うごみで、 粗大ごみ、市が受け入れする処理困難物、特定家電を除く)
許可の区域	● 鹿沼市内に限定する
許可の条件	● 運搬する過程での積替えを禁止する。 ● 許可車両は、申請のあった経路を運行すること。 ● 収集・運搬の内容は、上記のほか許可申請時の事業計画書 のとおりとする。 ● 収集・運搬に使用する車両は、許可申請時の車両一覧表のと おりとする。

(注) この許可証は、事務所内の見やすいところに表示しておくこと。